

0歳から未就学まで使える！小学生の病児・病後児・障害児も使える。

# ベビーシッター利用料助成制度

障害児・ひとり親家庭の利用上限時間を288時間(障害児は小学校1～6年生も対象)に拡大！

<p>対象者</p>	<p>児童と同居し、文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育認定不問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 (保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象)</li> <li>●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 (保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をする場合が対象)</li> </ul> 
<p>対象期間</p>	<p>令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)利用分</p>
<p>対象児童</p>	<p>0歳～6歳の未就学児 及び 小学校1～6年生の病児・病後児・障害児</p>
<p>助成上限時間</p>	<p>児童1人につき年度あたり144時間 (ひとり親家庭の未就学児・障害児・多胎児の場合は児童1人につき288時間)</p>
<p>助成上限金額</p>	<p>7時～22時 1時間 2,500円(22時～翌7時 1時間 3,500円)</p>
<p>対象利用料</p>	<p>保育サービス利用料(税込) ※入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料等の費用は助成対象外 ※クーポンや福利厚生等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象</p>
<p>対象事業者</p>	<p>東京都が定めるベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)認定事業者</p>  <p>【事業者一覧はこちら】</p>
<p>保育基準</p>	<p>児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること (東京都の基準により定められています。) ※複数の児童について同時に保育を受けるときであっても、以下(1)～(3)の場合は助成対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護者がベビーシッターと共同で保育を行う場合</li> <li>(2) 児童全員が小学生以上で、病児・病後児・障害児について助成を希望する場合</li> <li>(3) 未就学児と小学生以上のきょうだいを同時に保育する場合で、未就学児と同数のベビーシッターが配置されている場合</li> </ol> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="264 1765 660 1946"> <p>OK</p>  <p>シッター1人：未就学児1人+小学生1人</p> </div> <div data-bbox="673 1774 1222 1946">  <p>シッター1人：未就学児1人+小学生の障害児1人+小学生の病児1人</p> </div> <div data-bbox="1235 1765 1528 1946"> <p>NG</p>  <p>シッター1人：未就学児2人</p> </div> </div>
<p>その他の制度の紹介</p>	<p>○入会金や交通費等の助成(子育て支援事業利用料等助成制度) 前年度の非課税世帯や生活保護を受けている世帯対象。 本制度の利用に係る入会金・年会費・交通費・キャンセル料の一部を助成します。</p>

## 利用の流れ

<b>(1)事業者との契約</b>
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。 <b>その際「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。</b> <b>要件証明書が発行可能なシッターに依頼した場合のみ、助成対象となります。</b> ※要件証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たすことを確認するものです。
<b>(2)ベビーシッターの利用・支払い</b>
ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」「④要件証明書(利用日以前の発行日)」の交付を受けてください。
<b>(3)申請</b>
申請書類を揃え、 <b>受付締切日(必着)までに、児童ごとに、オンライン申請(区ホームページ参照)又は下記郵送先にご郵送ください。</b>
<b>(4)交付決定</b>
審査後、助成が適当と認めた場合は「交付決定通知書*1」を送付し、指定された口座に振り込みます。

\*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。  
 審査内容についてご不明な点は、株式会社JTB(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

## 申請書類

すべての方が必要な書類		
① 申請書	文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書		事業者発行 (コピー可)
③ 利用明細書	利用した児童の氏名・利用日・利用時間・利用料の内訳・保育を提供したベビーシッターの氏名等が分かるもの	
④ 要件証明書	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書	
該当者のみが必要な書類		
⑤ 委任状	【申請者以外の口座を指定する場合】押印の上、原本を郵送で提出(オンライン申請不可)	区様式*2
⑥ 確認書類	【障害児の場合】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し、療育等への通所受給者証の写しなど障害児と分かる書類 【ひとり親の場合】戸籍全部事項証明書(謄本)など	任意書式

\*2 区様式は区 HP からダウンロードできます(オンライン申請の場合、申込フォームの記載事項に内容が含まれています)。

## スケジュール ※締切日は必着です。

⚠ 令和9年1~3月分の申請受付締切日にご注意ください!

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着)*3	入金時期
令和8年 4~6月	令和8年 7月31日(金)	令和8年 8月31日(月)	令和8年 8~10月
令和8年 7~9月	令和8年 11月 2日(月)	令和8年 11月30日(月)	令和8年 11月~9年 1月
令和8年 10~12月	令和9年 2月 1日(月)	令和9年 3月 1日(月)	令和9年 2~ 4月
令和9年 1~3月	<b>令和9年4月9日(金曜日)</b>	令和9年 5月 7日(金)	令和9年 4~ 5月

\*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

令和8年4月1日から郵送先・連絡先が以下に変更になります!

オンライン申請は区 HP から!

【郵送先】株式会社JTB(文京区委託事業者) ☎03-4400-0952(平日 8:30~17:00)  
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-11-3 DiaRest Tokyo Bldg.5F  
 文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30~17:00)

【事業担当】文京区 こども未来部 こども若者支援課 こども若者支援担当



区ホームページ